

第百十三回 参議院 内閣委員会 會議録 第三号

昭和六十三年九月二十二日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 大城 眞順君
理事 板垣 正君
名尾 良孝君
永野 茂門君
久保田 眞苗君

委員 大島 友治君
大浜 方策君
岡田 広君
古賀 四郎君
松垣 徳太郎君
小野 明君
飯田 忠雄君
峯山 昭範君
吉川 春子君

國務大臣

(國務大臣)
(防衛庁長官)

防衛庁参事官 田澤 吉郎君
防衛庁参事官 福渡 靖君
防衛庁参事官 村田 直昭君
防衛庁参事官 鈴木 輝雄君
防衛庁長官官房 依田 智治君
防衛庁防衛局長 日吉 章君
防衛庁教育訓練局長 長谷川 宏君
防衛庁人事局長 児玉 良雄君
防衛庁経理局長 藤井 一夫君
防衛庁装備局長 山本 雅司君

防衛施設庁総務 弘法堂 忠君
部長
事務局側 常任委員会専門 原 度君
員

本日の會議に付した案件

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百十三回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

○委員長(大城眞順君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田澤防衛庁長官。

○國務大臣(田澤吉郎君) ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正を内容としております。

まず、防衛庁設置法の一部改正について、御説明いたします。

これは、自衛官の定数を海上自衛隊二百九十五人、航空自衛隊二百二十四人、統合幕僚会議四人、計五百二十三人増加するものであります。これらの増員は、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛隊については、航空機の就役等に伴うものであります。また、統合幕僚会議については、日米防衛協力の推進等のためのものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について、御説明いたします。

第一に、航空自衛隊の効率的な隊務運営等を図るため、骨幹組織を整備するものであります。すなわち、航空自衛隊の飛行教育集団、輸送航空団、保安管制気象団及び術科教育本部を廃止し、新たに航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を置くものであります。

第二に、予備自衛官の員数を陸上自衛隊千人、海上自衛隊三百人、航空自衛隊二百人、計千五百人増加するものであります。これらの増員は、自衛隊の予備勢力を確保するためのものであります。

以上が、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(大城眞順君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する自後の審査は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

九月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願(第一四一七号)(第一四一八号)

第一四一七号 昭和六十三年八月三十日受理
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市馬淵町一、七三

八 安倍勉
紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

第一四一八号 昭和六十三年八月三十日受理

退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 島根県松江市内中原町二一九ノ二
藤原恭一

紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

九月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願(第一五二七号)(第一五二八号)

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一五三三号)

一、退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願(第一六一九号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願(第一六四八号)(第一六四九号)(第一六五〇号)(第一六五一号)(第一六五二号)

(第一六五三号)(第一六五四号)(第一六五五号)(第一六五六号)(第一六五七号)(第一六五八号)(第一六五九号)(第一六六〇号)(第一六六一号)(第一六六二号)(第一六六三号)(第一六六四号)

第一五二七号 昭和六十三年九月二日受理
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 京都市左京区一乗寺青城町一二〇
西村熊太郎

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

第一五二八号 昭和六十三年九月二日受理
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 京都市左京区一乗寺青城町一二〇
松本又十郎

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一五三二号 昭和六十三年九月三日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願（十五通）

請願者 静岡市東二二ノ三七 森下實治

外百二十九名

紹介議員 小島 静馬君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一六二九号 昭和六十三年九月六日受理

退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願

請願者 三重県松阪市春日町一ノ一六九

飯田清蔵

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

第一六四八号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 熊本県宇土郡不知火町御領八八ノ

五二 河崎亮子 外二千七百七十九名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六四九号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 神奈川県三浦市初声町和田二ノ五

七八 大井信子 外千六百名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六五〇号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 横濱市港北区新羽町二、〇二八

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六一五号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 神奈川県平塚市中原三ノ八ノ四六

角田重夫 外千六百名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六五二号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 神奈川県三浦市三崎町六合一ノ四

八 谷口森雄 外千六百名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六五三号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 東京都足立区西新井本町五ノ一二

ノ一九ノ一、〇〇四 上村和子

外千六百名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六五四号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 熊本市東町三ノ一 県住〇五ノ三

尾園和雄 外千六百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六五五号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 山口県岩国市平田一ノ一七ノ一一

丹羽敦子 外千六百名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六五六号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 山口県岩国市門前町一ノ一八ノ四

一 植田満里子 外千六百名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六五七号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 東京都新宿区下落合三ノ五ノ三

渋谷俊之 外千六百名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六五八号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 宮崎市恒久三ノ二ノ一七 斉藤喜

一郎 外千六百名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六五九号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 東京都足立区中川三ノ三ノ四 市

川茂 外千六百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六六〇号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 横濱市緑区荏田南一ノ一三ノ五

岡村孝 外千六百名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六六一号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ一五ノ九ノ三〇七

熊井禮子 外千六百名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六六二号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区上北沢四ノ三二ノ

一一ノ六〇四 秋山喜代吉 外千

六百名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六六三号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石八ノ一七ノ一

安部京子 外千六百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一六六四号 昭和六十三年九月七日受理

国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石八ノ一七ノ一

安部京子 外千六百名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

請願者 千葉市稲毛海岸五ノ五ノ三六ノ四

紹介議員 〇三 長谷川全 外千六百名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

九月二十日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、恩給改善に関する請願(第一八〇五号)
- 一、共済年金改善に関する請願(第一八〇六号)
- 一、スパイ防止のための法律制定に関する請願(第一八七四号)
- 一、退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願(第一八七五号)(第一八七六号)(第一八七七号)(第一八七八号)(第一八七九号)

第一八〇五号 昭和六十三年九月十二日受理
恩給改善に関する請願

請願者 和歌山市小松原六ノ四ノ一九 貴志元夫
紹介議員 世耕 政隆君

恩給の年次改定については、昭和六十二年度二・〇%、昭和六十三年度一・二五%と定められてきたが、いずれも国家公務員の給与改善率を下回っており、恩給が国家補償であるという政府の方針からみても問題がある。なお、普通恩給及び扶助料の最低保障額については、現在も生活保護の水準を下回っている。ついては、公務員が安心して国家社会に貢献しうる制度の確立を図るとともに、退職公務員の生活安定のため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、恩給の年次改定については、公務員の給与改善率に準拠して是正すること。なお、普通恩給及び扶助料の最低保障について、生活保護の水準を下回ることのないよう配慮すること。

第一八〇六号 昭和六十三年九月十二日受理
共済年金改善に関する請願
請願者 和歌山市小松原六ノ四ノ一九 貴

志元夫

紹介議員 世耕 政隆君
昭和六十四年度は、公務員退職者の共済年金に比べて、新制度施行後初めての財源率再計算の年に当たり、当然年金給付の水準、内容等についても、再検討が加えられることと期待している。その際、新制度施行後の恩給と共済年金との間の格差の是正とともに、新共済年金法成立のときの国会における附帯決議に掲げられた諸事項の再検討についても、強く要請する。ついては、公務員が安心して国家社会に貢献し得る共済年金制度の確立を図るとともに、また退職公務員の生活安定のため、次の事項について実現を図りたい。

- 一、共済年金の財源率再計算に際しては、公的年金としての物価スライドの見直しを行い、公務員の給与改善率を勘案して、年金水準を是正すること。
- 二、共済年金受給者のうち、新制度施行による裁定替えにより従前額より著しく減額となつた高齢者の救済措置を講ずること。
- 三、公務員としての法的規制による忠実な勤務に処するため、共済年金の職域年金部分の乗率を更に引き上げること。なお、この実現のため、国又は地方公共団体等による財源負担を増額すること。
- 四、鉄道共済年金支給のための財源確保については、国家公共の見地から慎重に解決すること。

第一八七四号 昭和六十三年九月十四日受理
スパイ防止のための法律制定に関する請願(四通)
請願者 静岡県浜松市山下町一七ノ一 岩堀光雄 外四十三名
紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第一八七五号 昭和六十三年九月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 静岡市緑町一〇ノ三〇 たちはな会

館 藤澤光次

紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

第一八七六号 昭和六十三年九月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 静岡市緑町一〇ノ三〇 たちはな会
館 岡本三男

紹介議員 小島 静馬君
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

第一八七七号 昭和六十三年九月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 静岡市緑町一〇ノ三〇 たちはな会
館 遠藤直次郎

紹介議員 木宮 和彦君
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

第一八七八号 昭和六十三年九月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 大阪府堺市鳳中町八、二七九 辻

紹介議員 海江田鶴造君
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

第一八七九号 昭和六十三年九月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金の改善に関する請願
請願者 大阪府東成区大今里西三ノ一八ノ

二カネイチ第二ビル 北畠和子
紹介議員 坪井 一宇君
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

九月二十一本委員会に左の案件が付託された。
一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百十二回国会提出、衆議院継続審査)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)
第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第八条中「四万五千七百九十人」を「四万六千八百五十人」、「四万七千三百三十二人」を「四万七千五百五十六人」、「二十七万三千二百七十八人」を「二十七万三千八百一人」に改める。
(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項中「飛行教育集団、輸送航空団、保安管制気象団」を「航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団」に改め、同条第七項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「飛行教育集団」を「航空教育集団」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 航空支援集団は、航空支援集団司令部及び航空救難団、輸送航空隊、航空保安管制群、航空気象群その他の直轄部隊から成る。
第二十条第八項を次のように改める。
8 航空開発実験集団は、航空開発実験集団司令部及び飛行開発実験団その他の直轄部隊から成る。

第二十条の七及び第二十条の八を削り、第二十条の六第二項中「飛行教育集団」を「航空教育集団」に、「飛行教育集団司令部」を「航空教育集団司令部」に改め、同条を第二十条の八とし、第二十条の五を第二十条の七とし、第二十条の四を第二十条の六とし、第二十条の三の見出しを「(航空教育集団司令部)」に改め、同条中「飛行教育集団」を「航空教育集団」に、「飛行教育集団司令部」を「航空教育集団司令部」に改め、同条を第二十条の四とし、同条の次に次の一条を

加える。
第二十条の四とし、同条の次に次の一条を

加える。

(航空開発実験集団司令官)

第二十條の五 航空開発実験集団の長は、航空開発実験集団司令官とする。

2 航空開発実験集団司令官は、長官の指揮監督を受け、航空開発実験集団の隊務を統括する。

第二十條の二の次に次の一条を加える。

(航空支援集団司令官)

第二十條の三 航空支援集団の長は、航空支援集団司令官とする。

2 航空支援集団司令官は、長官の指揮監督を受け、航空支援集団の隊務を統括する。

第二十條の九中「飛行教育集団」を「航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団」に、「航空団、輸送航空団及び保安管制気象団」を「及び航空団」に改める。

別表第三中「飛行教育集団

「航空支援集団 航空支援集団司令部

航空教育集団 航空教育集団司令部

航空開発実験集団 航空開発実験集団司令部

団の項及び保安管制気象団の項を削る。

附 則

この法律のうち、第一条の規定及び第二条中自衛隊法第六十六條第二項の改正規定は公布の日から、第二条の規定(自衛隊法第六十六條第二項の改正規定を除く)は公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、旧軍人軍属恩給欠格者救済に関する請願

(第一九三七号)

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願

(第一九三八号)

第二十一條第一項中「飛行教育集団」を「航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団」に、「航空団、輸送航空団及び保安管制気象団」を「及び航空団」に、「飛行教育集団司令部」を「航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部」に、「航空団司令部、輸送航空団司令部及び保安管制気象団司令部」を「及び航空団司令部」に改める。

第二十四條第二項中「衛科教育本部及び」を削る。

第二十五條第五項中「衛科教育本部長」を「航空教育集団司令官」に改める。

第二十七條の二を削り、第二十七條の三を第二十七條の二とする。

第二十八條中、「衛科教育本部長」を削る。

第六十六條第二項中「四万六千四百人」を「四万七千九百人」に改める。

東京部 一 浜松市

浜松市

狭山市

に改め、輸送航空

二を

第一九三七号 昭和六十三年九月十六日受理

旧軍人軍属恩給欠格者救済に関する請願

請願者 東京都台東区上野三ノ一九ノ一

小沢辰男 外五十四名

紹介議員 村上 正邦君

第百十二回国会で「平和祈念事業特別基金等に関する法律」が制定され、基金を通じ、平和祈念事業並びに軍人軍属恩給欠格者、戦後強制抑留者、在外引揚者の戦争犠牲による労苦を慰藉する措置が講ぜられることになった。特に、衆・参両院の附帯決議で「恩給欠格者に対する慰労の個別的措置については、引き続き検討を加えた上、速やかに実施するよう努めること」とされている。ついては、次の事項について早急に実現を図られたい。

一、二百億円の基金を早急に積み立てること。

二、早急に恩給欠格者の実態調査を実施すること。

三、恩給欠格者に対する交付国債による慰労の個別措置を早急に実施すること。

理由 軍令の下、生命をかけて国家と国民を守るためあらゆる障害に耐え、過酷な戦争任務を完了した労苦を深く認識し、我々旧軍人軍属恩給欠格者の処遇を早々に改善すべきである。

第一九三八号 昭和六十三年九月十六日受理

スパイ防止のための法律制定に関する請願(四十通)

請願者 静岡市中原七五四ノ一 柴田くら

外三百八十九名

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。